

「総合資源エネルギー調査会
省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会
再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会
　　洋上風力促進ワーキンググループ」
「交通政策審議会港湾分科会環境部会洋上風力促進小委員会」
合同会議（第33回）議事要旨

○日時

令和7年6月24日（火）18：00～20：09

○場所

オンライン開催

○出席委員（五十音順）

東京大学先端科学技術研究センター 飯田委員、東京大学大学院 石原委員、
同志社大学大学院 大串委員（小委員会委員長代理）、中央大学研究開発機構 片石委員、
東京理科大学創域理工学部社会基盤工学科 菊池委員、千葉大学大学院 木村委員、
外苑法律事務所 桑原委員、株式会社日本政策投資銀行 原田委員、
武蔵野大学経営学部経営学科 山内委員（ワーキンググループ座長）

○事務局

経済産業省資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課 風力政策室
古川室長
国土交通省 港湾局 海洋・環境課 白井課長
国土交通省 港湾局 海洋・環境課 海洋利用開発室 鈴木室長

○議題

- (1) 公募占用指針改訂案について
- (2) 洋上風力発電に係る電源投資を確実に完遂させるための更なる事業環境整備について

○報告事項

- (1) 再エネ海域利用法改正法案の成立について
- (2) 港湾法等改正法案の成立について

○議事概要

【公募占用指針改訂案について】

山口先生

- ・PPP／PFI の制度設計や評価に携わってきた立場から申し上げると、第 1 ラウンド公募と FIP 制度の検討時期が重なっていた点は大きなポイントであり、その前提を踏まえて今回の論点を整理する必要があると考えている。
- ・第 1 ラウンド公募時には FIT 制度を前提とした提案を受け付けることは合理的であり、FIP 制度導入前にその影響が明らかでなかった以上、FIP 前提の提案を求めるることは予見可能性や応募者のリスク面から見ても現実的ではなかったと判断している。
- ・応募事業者にとって予見可能性が低い段階での FIP 前提の義務化は、収支計画上の大きなリスクを強いるものであり、PPP／PFI における「最適なリスク分担」の原則にも反するおそれがあると考えている。
- ・一方で、FIT を前提に採択された事業者が、国民負担の中立性を前提に FIP へ移行することは、制度の基本方針とも整合しており、再エネ全体の公平性の観点からも一定の妥当性があると受け止めている。
- ・ただし、経済産業省としては、当初から FIP 制度の選択可能性や公募審査の意図について、応募者に丁寧に説明すべきであった。また、今後は第 2・3 ラウンド事業者とのオフティカー競合の可能性にも配慮が必要と考えている。

楠先生

- ・公共契約における契約変更の可否について、会計法や地方自治法に明文規定はないが、契約の同一性、必要性、競争性への影響、及び再入札による損失などの観点から、一定の制約の下で許容されうると考えられる。
- ・「デジタル庁調達手続マニュアル」では、契約変更の原則として契約の同一性が失われていないこと、予見不能であること、増額が契約額の 40%以内であることなどが挙げられており、真にやむを得ない場合には変更を容認する姿勢が示されている。
- ・契約変更が難しい場合のオプションとしての随意契約については、予算決算および会計令 102 条の 4 に基づき、一定の条件下では財務大臣の協議を不要とする場合があり、緊急性や競争不利性などが該当要因となる。
- ・最近の制度動向として、国土交通省が契約変更における第三者チェックを導入する方針や、公共工事における随意契約手続の整備があり、契約変更や追加契約の公正性確保に向けた制度対応が進められている。
- ・独占禁止法の観点からも、資材価格高騰下での不誠実な契約態度に対し、公正取引委員会が優越的地位の濫用として積極的に対応する姿勢を示しており、誠実な交渉・契約変更の重要性が法的にも強調されつつある。

石原先生

- ・FIP 移行によるラウンド 2・3 事業者への影響、特にオフティカー獲得の競合による採算性悪化について、配慮が必要とのご見解があったことに、私も共感するところである。

- そこで、過去の類似事例や解決策のご紹介と、今般の競合リスクに対する具体的な配慮のあり方について、ご見解を伺えれば幸いである。

桑原委員

- 第1ラウンドのFIP転について、政策的必要性、国民負担の観点からの合理性、公募時の条件が全参加者に共通であった点を踏まえれば、公正性を害するとは言えないのではないかと考えており、この点について楠先生のご見解を伺いたい。
- また、FIP転に否定的な事業者の方々に対して、インフレ調整や風車変更など他施策との整合性についてどのように捉えておられるか、合理的な線引きが可能かについてご意見を伺いたい。
- 最後に、ゼロプレミアムの事業者からのオフティカーマーケットの競合懸念については理解しつつも、オフティカーマーケットの市場の健全な拡大に向けた方策を議論していくほうが重要ではないかと考えている。また、ゼロプレミアムの事業者については、価格調整メカニズムでは意味をなさず、現行の施策では足りないと危機感を抱いているのであれば、その前提でより踏み込んだ施策の検討が必要であると考えている。

山口先生

- 石原委員からのご質問について、私の経験では、著しい物価上昇によって受注者側から施設規模や金額の見直し要請が出た事例はあるが、発注者側の大幅な変更で影響が出た事例は記憶にない。
- FIP転によるオフティカー競合で第2・第3ラウンド事業者に悪影響が出る場合、事業者へのプレミアム調整も、一つの配慮のあり方ではないかと考えている。

楠先生

- 公共契約の観点では、事業の同一性、変更の合理性、そして国民の利益という観点からの必要性が重要であり、特に資材高騰など予測困難な要素がある場合には、契約変更が正当化されやすいと考える。
- 競争性については、合理性や必要性が大きい場合には一定程度優先順位が下がることもあり得るが、大幅な内容変更がある場合は、慎重に検討すべきと認識している。

株式会社ユーラスエナジーホールディングス

- FIP転とインフレ価格調整について、同じスタンスで考えるべきではないかという桑原先生のご指摘は、そのとおりであると受け止めている。
- 第1ラウンド時にインフレ対応がどのようにルール化されていたかは即答できないが、公募後にルールを変えることは不適切であり、当初の条件に基づいて対応するべきだと考えている。

S S E パシフィコ株式会社

- ・桑原委員の指摘を受け、入札の公平性については、当時の事業者が同一条件の下で選定されたかどうかに加え、変更後の条件の下で最適な事業者が選ばれたといえるかという観点も含め検討すべきである。
- ・事業実施の条件を変更するような事後的な見直しは、選定時の前提が崩れ、変更後の条件下でも最適な選定であったかの保証が困難になるため、基本的に認めにくくと考える。
- ・FIP 転を含む各提案については個別検討が必要ではあるが、事業モデルや態様を根本から変えるような変更は、原則として容認すべきではないと考えている。

株式会社レノバ

- ・第 1 ラウンドのパブリックコメントにおいて物価変動対応の必要性を指摘しており、現状を踏まえて価格調整スキームを採用することには違和感を持っていない。
- ・価格調整については、公募選定時の判断に大きな影響を与えていないとの理解であり、問題があるとは考えていない。
- ・一方、FIP 転については、公募結果の土台を覆す可能性があり、公平性・公正性の観点から大きな問題があると考えており、看過できないという立場である。

飯田委員

- ・各ラウンドの公募占用指針は独立して議論されてきたと理解しているが、公募間の公平性について、特に変更による影響が競争法上どのように評価されるか、楠先生にお考えを伺いたい。
- ・また、公募の変更に際しては、主催者側だけでなく、参加事業者側の責務や自己責任についても、競争法の観点からどのように考えるべきか、ご見解をいただきたい。
- ・さらに、仮に再入札となった場合、各社が改めて最適な提案を行えるのか疑問があり、現時点での競争要素への影響評価の考え方についても教えていただければと思う。

楠先生

- ・公共契約や公共工事の観点から申し上げると、公的財源を使う契約においては「国民の利益に最もかなう方法」が何かという観点が最も重要であると考えている。
- ・契約変更についても、それを行わなければより大きな問題が生じると判断されるのであれば、たとえ大幅な変更であっても積極的に認められるべきであるという立場である。
- ・一方で、元の契約内容と明らかに異なる工事や調達内容となる場合には、「同一性」を欠くため、契約変更は原則として認められないというのが大前提である。
- ・工法や仕様の変更によって競争要素が変わったと後から言われることもあるが、予見困難な環境変化や必要性に基づく変更であれば、競争要素への影響があっても認められる方

向が適切と考えている。

片石先生

- ・前回の16社による事業者ヒアリングを通じて、洋上風力事業を進める上では、地域住民や港湾関係者などへの影響も重要な視点であると強く感じた。
- ・事業の中止や再公募により遅延が生じた場合、地域の育成や理解促進の取り組みに支障が出るおそれがあり、その損失を事業者の皆さんはどう受け止めているのかを伺いたい。
- ・洋上風力発電の信頼性を損なわないためにも、事業者間で一体感を持って地域と連携し、事業を着実に進める姿勢が望ましいと考えている。

株式会社ユーラスエナジーホールディングス

- ・事業の継続が最も望ましいとの認識は共有しており、公平性の観点からも、元々の公募条件のもとで事業が進められるのが理想であると考えている。
- ・再公募を前提とするのではなく、条件が維持されることで、公平性の疑義も生じず、安定した事業運営が期待できると考えている。

株式会社グリーンパワーインベストメント

- ・弊社は前回、FIP転による制度変更には課題があると考え、公平性の観点から再公募が望ましいのではないかとの意見を述べた。
- ・地域の期待も重々承知しているが、FIP転によるプロジェクト再構築には時間や船・港湾への影響も伴うため、2番手・3番手による速やかな実現や他ラウンドとの調整を含めた柔軟な対応が重要と考えている。

Copenhagen Offshore Partners Japan 合同会社

- ・過去のラウンドでは事業の実現可能性に対する評価が十分でなかったと感じており、今後の公募では、実現性の高いプロジェクトを選定することが地域への信頼確保に重要だと考えている。

【洋上風力発電に係る電源投資を確実に完遂させるための更なる事業環境整備について】

一般社団法人日本風力発電協会（J W P A）

- ・既に選定された事業者は、資材費や建設費の高騰、風況・地盤条件の想定の甘さ、オフティカーとの契約交渉の困難さなどにより、事業継続が非常に厳しい状況に置かれている。特に第2ラウンド以前の案件では、早期の最終投資判断が求められている。
- ・各社および当協会会員からの提案は「公募制度」「事業収支の改善」「リスク低減と予見性向上」の三つに分類され、なかでも事業収支の改善が最も重要と位置づけられている。特に2025年の早い段階での施策実施を望む声が多く聞かれている。

- ・要望が多かったのは、オフティカーへの優遇措置、長期脱炭素電源オークションへの参加、そして海域占用期間の延長である。
- ・海域占用期間については風車や基礎構造物の長寿命化を背景に、諸外国の例を参考としつつ延長を検討すべきである。エネルギー安全保障の観点からも、洋上風力の早期実現に向けた環境整備を急ぐ必要があると考えている。

一般社団法人再生可能エネルギー長期安定電源推進協会（R E A S P）

- ・日本の洋上風力発電は黎明期にありながら、急激な事業環境の変化により多くの事業が苦境にある。持続的な発展のためには採算性と効率性の確保が重要であり、政府には国の方針に立ち返り速やかな改善策の実施をお願いしたい。
- ・具体的には、海域占用期間の延長に関する予見性の確保を求める。期間の長期化は経済性向上に不可欠であり、現行制度の基準明確化が必要である。また、ゼロプレミアム事業のオークション参加や固定資産税の特例強化、金融支援の拡充等の支援策も要望されている。
- ・価格調節スキームは現状では効果が限定的であり、調整の起算点を公募時に設定するなど実効性のある制度設計が必要である。加えて、港湾利用料の軽減措置も検討いただきたい。初期事業者への過度な負担を避けることが重要である。
- ・脱炭素電源が適切に評価される環境整備として、PPA 取引が困難な現状への支援や、非化石価値市場での価格設定の見直しも要望されている。インセンティブ付与により投資意欲を下支えすべきである。
- ・入札制度や制度運用の改善として、ゼロプレミアム入札の回避、風況データの活用による審査合理化、外国船の使用条件緩和などを挙げている。とくにサプライヤー変更の柔軟性を持たせる制度改正により、技術選定の自由度向上とコスト低減を図る必要がある。

原田委員

- ・FIP 転換については、国民利益や競争への影響、地域・サプライチェーンへの負担などを総合的に踏まえて議論が進められているとの理解であり、仮に認める方向になる場合には、既存事業者への影響に対する配慮が必要であるとのご意見に同意するものである。
- ・海域占用期間の延長に関しては、金融投資家の立場からも、延長が現実的な前提として織り込めるよう制度上の明確化が望まれる。欧州では 30 年、35 年をベースケースとする例が一般的であり、日本でも延長に合理的な理由がない限り原則認める仕組みが有効と考える。
- ・脱炭素電源の評価環境の整備としては、PPA の質に応じた加点やモデル PPA の共有、GX-ETS における価格の適正化など、実効性のある措置を講じていただきたい。定期報告制度の活用なども導入しやすく、効果が高いと考えている。
- ・制度設計にあたっては、事業者や自治体、投資家など多様な関係者が「前例がない」という理由だけで排除することなく、実現可能性を一つずつ丁寧に検証する姿勢が大切であ

る。特に国民負担のない提案については迅速な対応が望まれる。

- ・港湾インフラの不足は事業コスト増につながっており、港湾利用料や改修工事支援のご提案については、欧州の状況も参考にしながら、前向きに検討していただきたい。

石原委員

- ・現行制度で最大 30 年とされている占用期間について、一定の条件を満たせば 10 年間の延長が確実に認められる制度として明確に整備していただきたい。
- ・また、国内の洋上風力の実情として、風車の耐用年数が 25 年以上、場合によっては 30 年超となるケースも増えていることを踏まえ、将来的に海域占用期間を 30 年から 40 年または 45 年に延長する法改正をぜひご検討いただきたい。

飯田委員

- ・地域振興や国内サプライチェーンの活用など、風力発電の持つ多様な付加価値を適切に評価・反映する制度設計が望まれると考えている。
- ・占用期間の明確化については、前提条件の曖昧さが誤解や混乱を生むおそれがあるため、公募参加者にとってわかりやすい表現で示すことが重要であると考えている。

桑原委員

- ・占用許可の更新に関する国交省の基本的な考え方について、現行の「原則再公募」を維持したまま要件②(再度公募する必要性が認められないこと)の明確化を進めるとのご説明であると理解し、それだけでは事業性向上にはつながらないのではないかと感じている。
- ・諸外国の状況を踏まえても、占用の更新は原則認められるという立て付けへの見直しが必要であり、関係団体が基本的考え方自体の変更を求めているのであれば、その点を明確にしてほしいと考えている。
- ・また、優先すべき政策課題については、JWPA や REASP が特に重視する項目を絞り込んで、集中して議論を進めるべき段階にあると感じており、明確なご要望をお示しいただきたいと思っている。

事務局（経産省）

- ・原田先生から脱炭素電源が適切に評価される環境整備や国民負担が増えない取組等を検討してほしいというようなご指摘を頂戴したところ、他部局・他審議会ともまたがるような話も多くあるため、よく連携して検討を進めていきたいと思っている。

事務局（国交省）

- ・現行法における海域占用期間 30 年を前提とした上で、延長に係る更新条件の明確化については、しっかりと取り組んでいきたいと考えている。また、40 年への延長など将来的

な制度変更については、法律改正を含む長期的な課題として受け止め、今後も検討する。

- ・再度公募の必要性に関する②（再度公募する必要性が認められないこと）の要件については、単なる具体例の提示にとどまらず、港湾区域での扱いなど他制度との整合性も踏まえ、より踏み込んだ形で予見性の整理を行うことが重要であると考えている。
- ・港湾利用料の減免については、減免により生じる財源不足を税金で補うことになり、国民負担に直結するため、慎重な対応が必要であると認識している。

大串委員

- ・海域占用期間については、原則延長が認められる形とすることで、長寿命化への投資が進み、最適なメンテナンスを可能にする環境が整うと考えている。結果として、頻繁な投資を避けることで国民負担の軽減にもつながると期待している。
- ・脱炭素電源の評価については、オフティカーへの優遇措置に加えて、公共調達における再エネ活用の推進も重要であると考えている。国が国内の再エネ電源を積極的に購入することにより、資金が国内で循環し、輸入エネルギー依存の低減にも寄与すると考えている。

菊池委員

- ・占用期間が最初から延長可能であると見込める場合には、30年設計ではなく50年設計が可能となり、事業者にとって大きな利点があると考えている。
- ・現行では30年設計を前提にしているため、延長時には再設計や確認が必要となり、初期から長期使用を見越した設計のほうが合理的であると感じている。
- ・海外での延長事例について、どのような技術的対策や制度上の対応がなされているかを調査し、今後の議論の参考として共有いただけたとありがたい。

片石委員

- ・海域は洋上風力に限らず、海運業界等多くの利用者が関わっている点に留意すべき。
- ・占用期間を一方的に延ばすような議論は、他の利用者の不安や不満を招く可能性があるため、慎重に配慮する必要があると感じている。

木村委員

- ・占用期間の延長は、事業の予見可能性を高める観点から望ましいが、一方で海域は国民全体会の共有財産であり、多様な利害関係者の意見を踏まえ、再エネ海域利用法の協議会などを通じて慎重に決定されるべきであると考えている。
- ・また、現行法制度では占用期間は30年が原則とされており、更新についても無条件に認めるのではなく、国が一定の裁量判断を持つことが制度上の前提であるため、その点を踏まえたうえで文言の整理は慎重に行うべきだと思っている。
- ・加えて、港湾利用料の取り扱いについても、他の利用形態とのバランスを踏まえ、特例的

な扱いが法的にどのように位置づけられているのか考慮しつつ、慎重に判断いただきたい。

以上